## 社会福祉法人 大館圏域ふくし会

# 定款

## 第 1 章 総 則

(目的)

- 第 1 条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスが その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することに より、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会にお いて営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業 を行う。
  - (1) 第1種社会福祉事業
    - (イ) 障害者支援施設の経営
    - (ロ) 特別養護老人ホームの経営
  - (2) 第2種社会福祉事業
    - (イ) 障害福祉サービス事業の経営
    - (ロ) 相談支援事業の経営
    - (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
    - (二) 老人デイサービス事業の受託経営
    - (ホ) 老人デイサービス事業の経営
    - (へ) 老人短期入所事業の経営
    - (ト) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
    - (チ) 障害児通所支援事業の経営
    - (リ) 地域活動支援センターの受託経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人大館圏域ふくし会という。

(経営の原則等)

- 第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、 効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、 その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図 り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
  - 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を秋田県大館市泉町9番19号の内に置く。

# 第2章 評議員

#### (評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

## (評議員の選任及び解任)

- 第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、 評議員選任・解任委員会において行う。
  - 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の 合計5名で構成する。
  - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任 委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
  - 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
  - 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数 をもって行い、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

## (評議員の資格)

第 7 条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の 評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係 がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する ものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1 を超えて含まれることになってはならない。

### (評議員の任期)

- 第 8 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のもの に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期 は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
  - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は 辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議 員としての権利義務を有する。

## (評議員の報酬等)

第 9 条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第 3 章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第11条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認 (社会福祉法第45条の31の規定に該当する場合を除く。)
  - (5) 定款の変更
  - (6) 解散及び残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分
  - (8) 社会福祉充実計画の承認
  - (9) 事業計画及び収支予算
  - (10) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
  - (11) 公益事業に関する重要な事項
  - (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
  - 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を 有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなけ ればならない。
    - (1) 監事の解任
    - (2) 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除
    - (3) 定款の変更
    - (4)解散
    - (5) 合併

- (6) その他法令で定められた事項
- 3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議については、その定める特別の割合に当たる多数をもって行う。

理事、監事、会計監査人又は評議員がその任務を怠ってこの法人に損害を与えた場合の賠償責任を免除するときは、評議員全員の同意。

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中か ら得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決 に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により 同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

- 第15条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
  - 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が前項の議事録に記名押印する。

## 第 4 章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

- 第16条 この法人には、次の役員を置く。
  - (1) 理事 6名以上9名以内
  - (2) 監事 3名以内
  - 2 理事のうち1名を理事長とする。
  - 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とし、常務理事をもって社 会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
  - 4 この法人に会計監査人を置く。

## (役員及び会計監査人の選任)

- 第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
  - 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (役員の資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

## (理事の職務及び権限)

- 第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職 務を執行する。
  - 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し その業務を執行する。ただし、日常の業務として理事会が定めるものにつ いては、理事長が専決し、これを理事会で報告する。
  - 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の 業務を分担執行する。
  - 4 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

## (監事の職務及び権限)

- 第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査 報告を作成する。
  - 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (会計監査人の職務及び権限)

- 第21条 会計監査人は、法令に定めるところにより、この法人の計算書類(貸借 対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書 及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
  - 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理 事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
    - (1)会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面。
    - (2)会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの。

## (役員及び会計監査人の任期)

- 第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終 のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する 時までとすることができる。
  - 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の 満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、 なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の締結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

## (役員及び会計監査人の解任)

- 第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
  - 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
    - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
    - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
    - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
  - 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

#### (役員及び会計監査人の報酬等)

- 第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
  - 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

#### (責任の一部免除又は責任限定契約)

- 第25条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。
  - 2 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)、監事又は会計監査人(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金30万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の22の2において準用する一般

法人法第113条第1項第2号で定める額といずれか高い額を限度とする 旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

## (職員)

- 第26条 この法人に、職員を置く。
  - 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
  - 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 運営協議会

# (運営協議会の設置)

第27条 この法人に、運営協議会を置く。

## (運営協議会の定数)

第28条 運営協議会の委員は6名以上8名以内とする。

## (運営協議会の委員の選任)

- 第29条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。
  - (1) 地域の代表者
  - (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
  - (3) その他理事長が適当と認める者

### (運営協議会の委員の定数の変更)

第30条 法人が第28条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の 意見を聴かなければならない。

#### (意見の聴取)

第31条 理事長は必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者等の意見を聴取するものとする。

#### (その他)

第32条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定める ところによるものとする。

### 第6章 理事会

#### (構成)

第33条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第34条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定める ものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第35条 理事会は、理事長が招集する。
  - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を 招集する。

(決議)

- 第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事 の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
  - 2 理事長及び会議に出席した監事が前項の議事録に記名押印する。

### 第 7 章 相談役

(相談役)

- 第38条 この法人には、相談役を置くことができる。
  - 2 相談役は、この法人の役職員経験者の中から、理事会の議決を経て、理 事長が委嘱する。
  - 3 相談役は、理事長の諮問に応じて助言または意見を述べることが出来る。
  - 4 相談役の任期については、役員の任期に準ずる。

## 第8章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第39条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。
  - 2 基本財産は次に掲げる財産をもって構成する。 (建物・別表-定款1)

(土地・別表 - 定款 2)

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は第47条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、 必要な手続きをとらなければならない。

### (基本財産の処分)

- 第40条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、大館市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大館市長の承認は必要としない。
  - (1)独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
  - (2)独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付を行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

## (資産の管理)

- 第41条 この法人の資産は、理事会に定める方法により理事長が管理する。
  - 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ確実な信託会社に信託し、 又は確実な有価証券に換えて保管する。

#### (事業計画及び収支予算)

- 第42条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の 日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の 同意及び評議員の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、 同様とする。
  - 2 前項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## (事業報告及び決算)

- 第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が 次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書 類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければ ならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

- (5)貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書) の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の 書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉 法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書 類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けな ければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所に)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2)会計監査報告
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (5) 事業の概要等を記載した書類

## (会計年度)

第44条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって 終わる。

#### (会計処理の基準)

第45条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

#### (臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

## 第 9 章 公益を目的とする事業

#### (種別)

- 第47条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳 を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支 援することなどを目的として、次の事業を行う。
  - (1) 居宅介護支援事業
  - (2) 地域包括支援センター運営事業の受託経営
  - (3) 特定旅客自動車運送事業
  - (4) 日中一時支援事業

- (5) 秋田県北障害者就業・生活支援センターの受託経営
- (6) サービス付き高齢者向け住宅事業
- (7) 基幹相談支援センターの受託経営
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の 同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第48条 前条の規定によって行う事業から剰余金を生じた場合は、この法人が行 う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

# 第10章 解 散

(解散)

第49条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号ま での解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 解散(合併又は破産による解散を除く)した場合における残余財産は、 評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人 及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

### 第11章 定款の変更

(定款の変更)

- 第51条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大館市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
  - 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは遅滞なくその旨を大館市長に届出なければならない。

## 第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、社会福祉法人大館圏域ふくし会の掲示場に掲示する とともに、官報、新聞又は電子公告に記載して行う。

(施行細則)

第53条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

```
理事長
      畠 沢
          恭一
 理 事
      明石
           栄 一
           友 二
  IJ
      奈
        良
           秀一
  IJ
      小笠原
      田
         中
           国 司
  IJ
      安 野
           吉治郎
  IJ
      佐々木
          丈 雄
  IJ
           三四吉
  IJ
      田村
           久 平
  IJ
      西村
      小野寺
           舜平
  IJ
      奈
           定五郎
  IJ
        良
  IJ
      筒 井 勝 治
 監事
      浅 利
           益司
  IJ
      奈 良 和一郎
昭和49年 2月15日
              制定
この定款は、秋田県知事から認可された日から施行する。
昭和49年 9月30日
              認可
昭和49年10月 7日
              登記
昭和54年 6月19日 一部改正
昭和55年
      2月22日 一部改正
昭和57年 7月 6日 一部改正
昭和59年 6月 9日 一部改正
昭和61年 7月31日 一部改正
昭和62年 7月13日 一部改正
平成 1年 1月10日 一部改正
平成
      4月30日 一部改正
   4年
   5年10月14日 一部改正
平成
平成
   6年 2月10日 一部改正
平成
   6年
      7月13日 一部改正
平成
          9日 一部改正
   8年 1月
平成
   8年
      6月
          7日 一部改正
平成 9年12月
          3日 一部改正
平成10年 5月20日 一部改正
平成10年 6月18日 一部改正
平成11年 5月10日 一部改正
平成11年11月18日 一部改正
平成12年 3月 1日 一部改正
平成12年12月12日 一部改正
```

平成13年10月23日 一部改正

尚、改正後における最初の評議員の任期は、第18条にかかわらず、

平成14年11月9日までとする。

平成14年 3月28日 一部改正

平成14年 7月29日 一部改正

平成14年 9月27日 一部改正

平成14年12月 4日 一部改正

平成15年 3月24日 一部改正

平成15年 7月17日 一部改正

平成15年11月18日 一部改正

平成16年 4月 1日 一部改正

平成16年 6月14日 一部改正

平成16年11月29日 一部改正

平成17年 3月16日 一部改正

平成17年 6月16日 一部改正

平成17年11月16日 一部改正

平成18年 3月20日 一部改正

平成18年 6月22日 一部改正

平成18年10月 6日 一部改正

平成18年11月21日 一部改正

一次10年11月21日 即政正

平成19年 3月19日 一部改正平成19年 4月18日 一部改正

T \ 1 0 \ 1

平成19年 6月26日 一部改正

平成19年12月19日 一部改正

平成20年11月28日 一部改正

平成21年 7月 1日 一部改正

平成21年12月 4日 一部改正

平成22年 3月31日 一部改正

平成22年 6月15日 一部改正

平成22年11月30日 一部改正

平成23年 3月25日 一部改正

平成23年 5月19日 一部改正

平成23年 6月21日 一部改正

平成24年 3月27日 一部改正

平成24年 5月11日 一部改正

平成25年 4月26日 一部改正

平成25年 7月19日 一部改正

平成25年10月30日 一部改正

平成25年12月11日 一部改正

平成26年 3月26日 一部改正

平成26年 4月21日 一部改正

平成27年 4月 8日 一部改正

平成27年12月15日 一部改正 平成28年 3月29日 一部改正 平成28年12月22日 一部改正 平成29年 3月23日 一部改正 平成29年 7月22日 一部改正 平成29年10月20日 一部改正 平成30年 3月19日 一部改正 平成30年 7月11日 一部改正 平成30年10月 4日 一部改正 平成31年 3月18日 一部改正 令和 元年 7月16日 一部改正 令和 2年 3月18日 一部改正 令和 2年 7月 2日 一部改正 令和 2年11月12日 一部改正 令和 3年 7月 9日 一部改正 令和 4年 3月10日 一部改正 令和 4年 7月15日 一部改正 令和 7年 3月14日 一部改正 令和 7年 7月14日 一部改正